

田より白黒斑の犬、つら長く眼大に脚の太り逞しきをぞ曳來りける、實も尋常の形には異なりたり、併の犬虎の籠に入と齊く隅をかたどり、毛をさかしまにたて、虎を睨む、虎日來は犬を見て尾をふり踊上でよろこびいさみけるが、この犬をみて日月のごとくかゝやく眼に尾をたて、さうなく噬か、らんともせず、嘆りをの、く氣色おそろしなどいふばかりなし、すばや珍しき事のあるはあれ見よとて走りあつまり、息をつめて見る處に、虎はさすがに猛き物にて飛か、る處を、犬は飛ちがへて虎の咽に咀つきしを、左右の爪にてすだくに引ききしかど、犬はなを咀つきし處をはなたずして共に死けり、此事御所にきこしめされて其犬の出所をたづねさせたまふに、丹生山田に夫婦の獵者あり、朝毎に能物くわせてはやく歸れよといへば、尾をふりて疾山に行く、主は犬の歸るべき時をはかりて、鐵炮を提げゆくに近きあたりまで猪鹿を逐まはして、主にわたして打せける、亥かるを庄屋より、亥きりに所望せしかど、この犬はわれくをやしなひければ、いかに申さる、とてつかはす事なりがたきとてやらざりしを、ふかくねたみけるにや、此たびの犬駆に、此犬の代りを出さんと亥きりに願ひしかど、此儀なりがたしとて、かの犬をわたしけるほどに、夫婦犬にむかひ涙を流し泣いかなる宿縁によりてか今までの夫婦をやしなひつらん、今度庄屋が所爲にて、非理に虎の餌になす事口惜くおもへども力におよばず、我々を恨みそ敵を取て死すべしとかき口説しかば、能言をや聞亥りつらん、亥ほくとして出行しと、一々上間に達しければ、御所にも哀れがらせたまひ、庄屋が心根ふと、きなりとて、刑罰に仰付られ、犬の跡弔へとて、庄屋が財寶のこりなく夫婦の者に賜ひけるとなり、

〔兼葭堂雜錄二〕寛永の初の頃、尾州熱田白鳥の住持慶春和尚、濱松普濟寺の住職に當り入院せられ、一兩日過て町の徒、薄黒色の犬を一疋連來て、寺に飼給へと勧む、和尚見て毛色いと珍しき犬なりとて、留置て飼給ひしが、年限すみて退院せらる、時、彼犬も又用なしとて、本つれ來りし男